

第4部 災害復旧・復興計画

① 民生安定のための緊急措置計画	299
② 安否情報の提供	312
③ り災証明	314
④ 被災届出受理証	316
⑤ 公共施設等復旧計画	318
⑥ ライフライン施設復旧計画	319
⑦ 義援金品配分計画	324
⑧ 災害復旧時の教育、保育及び学童育成計画	326
⑨ 激甚災害の指定	328
⑩ 災害復興計画	333

第1編 民生安定のための緊急措置計画（各機関）

第1章 計画方針

災害により被害を受けた区民が、その痛手から速やかに立ち直るように、必要に応じ被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

これらの業務を行うに当たっては生活再建支援システムを活用し、迅速かつ効率的に業務を進め、区民生活の早期復旧を図る。

第2章 被災者の生活確保

第1 職業のあっせん

区は、被災者の職業あっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

また、必要により被災者の職業のあっせんについて公共職業安定所に直接あっせんを依頼する。

第2 租税等の徴収猶予及び減免

1 区の租税等緩和措置

被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下、本編において「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講ずるものとする。

(1) 特別区税の納税緩和措置

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2カ月以内に限り、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(イ) その他の場合、災害がおさまったあと速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免

被災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

(ア) 特別区民税（都民税個人分を含む）

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。

(1) 軽自動車税

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。

(2) 国民健康保険

ア 保険料の減免等

(ア) 減 免

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

(イ) 徴収猶予

災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内において徴収を猶予する。

イ 一部負担金の減免等

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、医療機関での一部負担金の支払いを猶予または減免する。

(3) 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが著しく困難な事情にあるときは、免除申請を受け付け、日本年金機構宛て送付する。

(4) 後期高齢者医療

ア 保険料の減免等

(ア) 減 免

火災等被災による著しい損害を受けた被保険者から減免申請を受け付け、東京都後期高齢者医療広域連合長あて送付し、被災の状況に応じて保険料を減免する。

(イ) 徴収猶予

火災等被災による損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請を東京都後期高齢者医療広域連合長あて送付し、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内において徴収を猶予する。

イ 一部負担金の減免等

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、医療機関での一部負担金の支払いを猶予または減免する。

(5) 介護保険

ア 保険料の減免等

災害その他特別の事情により生活が著しく困難になった世帯の被保険者に対し、猶予または減免を行う。

イ サービス利用者負担額の減免

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった被保険者に対し、介護保険サービスを受けるための自己負担額を減額または免除する。

(6) 障害福祉サービス等の利用者負担額の減免等

災害等による収入の減少などの特別な理由により生活が著しく困難になった利用者負担があ

る方に対し、軽減措置を講じる。

(7) 保育園徴収金等の減額

災害等により著しい損害を受けた場合は、「中央区保育の提供等に関する条例」に基づき、その損害に応じて減免する。

(8) 災害ごみの処理手数料等の減免

災害等により被災された場合など特別な理由があると認めるときは、廃棄物処理手数料等の減額・免除を行う。

(9) 児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当について、所得制限の特例措置を講じる。

(10) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の特別措置

災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払いを猶予するなどの特別措置を講じる。

(11) 中央区女性福祉資金貸付金の特別措置

災害により被災した女性に対し、償還金の支払いを猶予するなどの特別措置を講じる。

2 公共料金の免除等

(1) 郵便葉書等の無償交付

日本郵便は、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付することができる。

(2) 郵便物の料金免除

日本郵便は、被災者が差し出す郵便物の料金を免除することができる。

(3) 救助用郵便物の料金免除

日本郵便は、被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金を免除することができる。

(4) 受信料の免除

日本放送協会は、災害が発生した場合に、被災者の受信料を免除することができる。また、避難所等への受信機を貸与することができる。

(5) 電話料金の免除

NTT東日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモは、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することができる。

料金等の減免を行ったときは、サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。

第3 災害弔慰金の支給等

地震、暴風・豪雨等の自然災害により、死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金を支給するほか、住居等に被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直し資金として災害援護資金を貸し付ける。(災害弔慰金の支給等に関する条例)

1 災害弔慰金

自然災害により死亡したときは、その者の遺族に対し生計維持者の死亡の場合500万円、その他の者の死亡の場合は250万円の災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金

第4部 災害復旧・復興計画
第1編 民生安定のための緊急措置計画

区民が自然災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に次の表に掲げる程度の障害があるときは、その当時においてその属する世帯の生計維持者に対し250万円、その他の者は125万円の災害障害見舞金を支給する。

障 害 の 程 度	1	両眼が失明したもの
	2	咀嚼及び言語の機能を廃したもの <small>そしゃく</small>
	3	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	5	両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	6	両上肢の用を全廃したもの
	7	両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	8	両下肢の用を全廃したもの
	9	精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

3 災害援護資金

貸付対象	自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の所得が次の額に満たないものの世帯主（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合は前前年の所得） 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上は、1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
貸付金額	貸付区分及び貸付限度額	
	1 世帯主の1カ月以上の負傷	150万円
	2 世帯主の1カ月以上の負傷、かつ家財等に損害がある場合	
	ア 家財の1/3以上の損害	250万円
	イ 住居の半壊	270万円
	ウ 住居の全壊	350万円
	3 家財等の損害	
	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊	250万円
	エ 住居全体の滅失または流失	350万円
	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災住居の建て直しに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
	ア 2のイの場合	350万円
	イ 3のイの場合	250万円
	ウ 3のウの場合	350万円

貸付条件	1	据置期間	3年
	2	償還期間	据置期間経過後7年
	3	貸付利率	年0.4%（据置期間中は無利子）
	4	保証人	不要
	5	償還方法	原則として元利均等年賦償還、半年賦償還又は月賦償還
	6	違約金	延滞元利金額の年5%

4 義援金

地震、暴風・豪雨等の自然災害により、区に寄せられた義援金について、中央区災害義援金配分委員会を設置し、被災した区民に対して適正・公平に配分する。詳細は、第4部第7編「義援金品配分計画」（324ページ）を参照。

第4 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

1 実施主体

都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については、区で行う。）

2 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口五万未満の市町村にあつては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

3 支給要件等

居住する住宅が、全壊・解体・長期避難・大規模半壊・中規模半壊（半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する。）した世帯が対象となる。

4 支給金の額

(1) 複数世帯（世帯の構成員が複数）の場合 (単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊・解体・長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅を除く）	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅を除く）	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅を除く）	—	25	25

(2) 単数世帯（世帯の構成員が単数）の場合 (単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊・解体・長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅を除く）	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅を除く）	—	18.75	18.75

5 適用手続

区長は、当該自然災害にかかる次に掲げる事項について都福祉保健局あてに速やかに報告する。

- (1) 法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。）、半壊（半焼を含む。）及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

第5 区の各種資金の貸付

1 応急小口資金

資 格	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害等により住宅または家財に被害を受けた場合等で、応急に資金を必要とし、その資金を他から借り受けることが困難であること。 2 貸付を受けた資金の償還が確実であること。 3 区内に3カ月以上引続き住所を有すること。 4 世帯主又は主としてその者の収入により生計が維持されていること。 5 現にこの資金の貸付を受け、又はこれの連帯保証人となっていないこと。 6 10万円を超える貸付を受ける場合は、保証能力が十分である確実な連帯保証人（1名）があること。
貸付金額	原則として1世帯30万円以内（1万円単位）
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 償還期間 貸付の翌月から30カ月以内 2 利 子 無利子 3 償還方法 均等月賦償還

2 住宅修繕等資金融資あっせん

資 格	<ol style="list-style-type: none"> 1 修繕しようとする住宅に居住し、又は修繕後居住しようとしていること。 （ただし、65歳以上の高齢者又は心身障害者の1親等親族が高齢者等の利便のために行う場合は、23区内に1年以上居住していること） 2 特別区民税を滞納していないこと。 3 融資返還金及びその利子の支払能力があること。 4 この制度による資金の融資を受け、償還中の者でないこと。 5 返済完了時の年齢が80歳未満であること。
融 資 額	20万円から1万円を単位として700万円まで
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 償還期間 10年以内 ただし、融資金額が200万円以下のときは5年以内 2 融資利率 年2.0%（令和2年4月1日現在） 3 償還方法 元金均等又は元利均等の月賦償還
融 資 の 対 象 と なる 住 宅 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内に所在するもの。 2 建築基準法上適法のもの。 3 居住部分の床面積が240㎡以下であるもの。 4 融資の対象となる修繕の範囲は、住宅の居住性、安全性、耐久性を高める工事（増築又は改築工事で建築確認申請を必要とする工事を除く）であること。区分所有に係る建物の共用部分を含む。

3 中央区女性福祉資金

資 格	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受け、住宅の建築、購入、補修、保全、増築、改築等に資金の貸し付けを必要とする女性。 2 区内に居住し、かつ都内に引き続き6ヶ月以上居住している配偶者のいない方 3 償還能力のある方 4 本制度の別の資金又は他制度の借入金の償還等を滞納していない方
融 資 額	1,500,000円（特別な場合2,000,000円）

第4部 災害復旧・復興計画

第1編 民生安定のための緊急措置計画

貸付条件	1 償還期間 6年以内（特別な場合7年以内） 2 融資利率 原則、保証人を立てて無利子 3 償還方法 元利均等払（年賦、半年賦、月賦）
融資の対象となる住宅等	1 区内に所在する、自ら居住するための、自己所有のもの。 2 建築基準法上適法のもの。 3 良好な居住水準を有するもの。

4 商工業融資

(1) 災害復旧資金

融資対象	次の要件を満たすもの 1 区内に事業所を有し、同一事業を一年以上継続して営んでいる中小企業者 2 法人の場合は、区内に事業所の登記があること 3 税金を滞納していないこと 4 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者 5 必要な許認可を受けていること 6 火災及び風水害等により損害を受け、り災証明等の交付を受けたもの (災害救助法の適用を受けた場合を除く)
融資金額	1,000万円(代表者が区民の場合は1,200万円)以内
融資条件	1 使 途 災害復旧に必要な運転資金及び設備資金 2 返済期間 7年以内(据置期間6カ月を含む) 3 融資利率 0.4%(令和2年4月1日現在の借受人負担利率) ※町会加入等の優遇利率適用の場合は0.3% 4 保証人及び担保 (1) 保証人 信用保証協会の規定に準ずる (2) 担 保 原則として保証合計残額8,000万円までは無担保 5 信用保証 信用保証協会の信用保証を要する 6 信用保証料 信用保証協会の定めるところによる (保証料の2/3補助、代表者が区民の場合は全額補助あり) 7 返済方法 元金均等月賦償還又は、一括返済

(2) 小規模企業特例緊急運転資金

対 象	次の要件を満たすもの 1 区内に事業所を有し、同一事業を一年以上継続して営んでいる従業員数10人 (卸・小売・サービス業は4人)以下の中小企業者 2 法人の場合は、区内に事業所登記があり、かつ資本金1,000万円以下の者 3 税金を滞納していないこと 4 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者 5 必要な許認可を受けていること
融資金額	300万円以内
融資条件	1 使 途 事業継続に必要な運転資金 2 返済期間 2年以内(据置期間3カ月を含む) 3 融資利率 0.1%(令和2年4月1日現在の借受人負担利率) 4 保証人及び担保 (1) 保証人 信用保証協会の規定に準ずる (2) 担 保 原則として保証合計残額8,000万円までは無担保 5 信用保証 信用保証協会の信用保証を要する 6 信用保証料 信用保証協会の定めるところによる (保証料の全額補助あり) 7 返済方法 元金均等月賦償還又は、一括返済

(3) 継続支援資金等運転及び設備資金

対 象	次の要件を満たすもの 1 区内に事業所を有し、同一事業を一年以上継続して営んでいる中小企業者 2 法人の場合は、区内に事業所の登記があること 3 税金を滞納していないこと 4 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者 5 必要な許認可を受けていること
融資金額	運転資金 2,500万円（代表者が区民の場合は2,700万円）以内 設備資金 2,600万円（代表者が区民の場合は3,000万円）以内
融資条件	1 使 途 事業継続に必要な運転資金及び設備資金 2 返済期間 運転は7年以内、設備は9年以内（いずれも据置期間6カ月を含む） 3 融資利率 企業規模などの条件により0.3%～1.0% (令和2年4月1日現在の借受人負担利率) 4 保証人及び担保 (1) 保証人 信用保証協会の規定に準ずる (2) 担 保 原則として保証合計残額8,000万円までは無担保 5 信用保証 信用保証協会の信用保証を要する 6 信用保証料 信用保証協会の定めるところによる (保証料の2/3補助、代表者が区民の場合は全額補助あり) 7 返済方法 元金均等月賦返済又は、一括返済

(4) 経営改善資金

対 象	次の要件を満たすもの 1 区内に事業所を有し、同一事業を一年以上継続して営んでいる中小企業者 2 法人の場合は、区内に事業所の登記があること 3 税金を滞納していないこと 4 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者 5 必要な許認可を受けていること 6 最近3カ月又は、1年間の売上高・生産額が前年同期と比較して減少している、若しくは、セーフティネット保証1～8号のいずれかの要件に該当していること
融資金額	1,300万円（代表者が区民の場合は1,500万円）以内
融資条件	1 使 途 事業継続に必要な運転資金及び設備資金 2 返済期間 7年以内（据置期間6カ月を含む） 3 融資利率 0.4%（令和2年4月1日現在の借受人負担利率） ※町会加入等の優遇利率適用の場合は0.3% 4 保証人及び担保 (1) 保証人 信用保証協会の規定に準ずる (2) 担 保 原則として保証合計残額8,000万円までは無担保 5 信用保証 信用保証協会の信用保証を要する 6 信用保証料 信用保証協会の定めるところによる (保証料の2/3補助、代表者が区民の場合は全額補助あり) 7 返済方法 元金均等月賦償還又は、一括償還

(5) 創造支援資金

対 象	次の要件を満たすもの 1 事業を営んでいない個人で、区内で創業予定の者（融資実行日から1カ月以内に個人で、又は2カ月以内に法人で創業すること）、又は事業を営んでいない個人で、区内で創業して1年未満の者 2 法人の場合は、区内に事業所の登記があること 3 税金を滞納していないこと 4 信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営む者 5 必要な許認可を受けていること
融資金額	1,500万円（創業予定者は自己資金の範囲内で必要額の1/2）以内
融資条件	1 使 途 創業（事業継続）に必要な運転資金及び設備資金 2 返済期間 7年以内（据置期間6カ月を含む） 3 融資利率 0.4%（令和2年4月1日現在の借受人負担利率） 4 保証人及び担保 (1) 保証人 信用保証協会の規定に準ずる (2) 担 保 原則として保証合計残額8,000万円までは無担保 5 信用保証 信用保証協会の信用保証を要する 6 信用保証料 信用保証協会の定めるところによる （保証料の2/3補助あり） 7 返済方法 元金均等月賦返済又は、一括返済

第6 都の各種資金の貸付

1 生活福祉資金（災害援護）

貸付対象	低所得世帯（生活保護基準額のおおむね1.9倍以内）のうち、他から融資を受けることが困難な者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯。
貸付金額	1世帯 150万円（住宅の増改築・補修等との重複貸付可：貸付可能額350万円）
貸付条件	1 据置期間 6カ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 利 率 保証人有：無利子、保証人無：年1.5%（据置期間中は無利子） 4 保 証 人 原則として連帯保証人が必要（立てられなくても貸付可） ① 65歳未満で一定以上の収入がある別世帯の者 ② 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者 5 償還方法 月賦 6 延滞金 延滞元金額の年3% 7 提出書類 住民票、収入証明、官公署の発行するり災証明書、資金便途に応じた見積書等

2 生活福祉資金(住宅の増改築・補修等)

貸付対象	災害により住宅が全壊・半壊、全焼・半焼・流出、床上浸水等の被害を受け、当該住宅の補修、保全、増築、改築等に資金を必要とする低所得世帯（生活保護基準額のおおむね1.9倍以内）、高齢者世帯（同2.8倍以内）、障害者世帯。
貸付金額	1世帯 250万円
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 6カ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 利率 保証人有：無利子、保証人無：年1.5%（据置期間中は無利子） 4 保証人 原則として連帯保証人が必要（立てられなくても貸付可） ① 65歳未満で一定以上の収入がある別世帯の者 ② 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者、等 5 償還方法 月賦 6 延滞金 延滞元金額の年3% 7 提出書類 住民票、収入証明、工事費用見積書（複数社分）、工事前後の見取り図、工事前の現状がわかる写真等

3 東京都母子及び父子福祉資金（住宅資金）

貸付対象	災害により住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受け、住宅の建築、購入、補修、保全、増築、改築等に資金の貸し付けを必要とする母子・父子・寡婦世帯。
貸付金額	1,500,000円（災害による増改築及び建設・購入の場合2,000,000円）
貸付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 据置期間 貸付の日から6カ月 2 償還期間 6年以内（災害による増改築及び建設・購入の場合7年以内） 3 利率 原則、連帯保証人を立てて無利子。（立てられない場合年1%） 4 保証人 原則として連帯保証人が必要（立てられなくても貸付可） ①貸付の日の6カ月前から都内に住所を有すること。 ②一定の職業を持ち、又は独立した生計を営んでいること。 ③本制度について他に保証していないこと。 5 償還方法 元利均等払（年賦、半年賦、月賦） 6 延滞金 延滞元利金額につき年3～10.75% 7 申込方法 原則として官公署の発行するり災証明書を添付し区、子育て支援課に申し込む。

第7 借地借家の特例の適用申請

災害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々問題が起り住宅の復興を阻害するおそれがあるときは、区長は「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」の適用手続きをとる。

この法律は、借地・借家をめぐる諸問題について臨時の処置を定めて関係者の権利の調整をはかり、混乱の発生を未然に防止しようとする法律で、被災者がそれまで住んでいた場所にできるだけ住み続けられるように保護することを目的としている。

第8 その他

1 児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当について、所得制限の特例措置を講じる。

2 中央区小災害り災者見舞金

(1) 目的

災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害等の小災害を受けた区民に対し見舞金又は弔意金を支給し、災害見舞の意を表す。

(2) 見舞金

種類	り災の程度	見舞金(単身世帯)
全 全 全 流	焼 壊 失 住宅の70パーセント以上を焼損、損壊又は流失したもの。	6万円(3万円)
半 半 半 流	焼 壊 失 住宅の20パーセント以上70パーセント未満を焼損、損壊又は流失したもの。	4万円(2万円)
床 上 浸 水	浸水が、住宅の居室の床に達した程度のもの。	
部 分 焼	住宅の20パーセント未満を焼損し、一時的に居住することができないもの。	2万円(1万円)
水 損	火災等の消火等のため、住宅の内部が冠水し、一時的に居住することができないもの。	2万円(1万円)

区民が重傷を負ったときに、重傷者一人につき3万円を支給する。

(3) 弔慰金

区民が死亡したときに、死亡者一人につき6万円を支給する。

※中央区小災害り災者見舞金等支給要綱は、別冊資料(209ページ)を参照。

第2編 安否情報の提供

区は、防災拠点等に避難した被災者の安否情報を把握するとともに、警察、消防、医療機関等と連携して死亡者、負傷者等の情報収集に努め、安否情報名簿を作成し、被災者の家族等からの照会に回答する。

第1 対応所管

本部が設置されている場合は災対区民部が所管するが、発災初期において施設間の連携が取れない段階においては、防災拠点及び副拠点は災対教育部、福祉避難所は災対福祉保健部が所管する。また、本部が設置されていない場合は、総務部が所管する。

第2 安否情報の収集・集約

1 防災拠点、副拠点及び福祉避難所

各場所に配備されている職員が、避難者名簿等を使用して、各場所における避難者情報の集約を行う。

(1) 発災初期

避難者本人又は家族が記載した避難者名簿等を、安否情報の提供について同意が「ある」「なし」に分けて、安否情報名簿として「紙媒体」で整理する。

(2) 発災後期

避難者名簿等の情報を基に、安否情報の提供について同意が「ある」「なし」に分けて、安否情報名簿として「電子媒体」で整理する。

安否情報名簿は適時更新し、災対区民部に1日一回の報告を行い、報告を受けた災対区民部は安否情報名簿の集約を行う。

2 死亡者及び負傷者

災対区民部は、以下の防災関係機関と連携を図り、死亡者及び負傷者の情報を調査して安否情報名簿を整理する。

(1) 警察署

(2) 消防署

(3) 自衛隊

(4) 医療機関

第3 安否情報名簿

災対区民部は、安否情報名簿に以下の内容を整理し、適時更新して管理する。安否情報名簿は、災害対策本部、防災拠点、副拠点及び福祉避難所において共有する。

(1) 氏名

(2) 性別

(3) 生年月日

(4) 住所（電話番号）

(5) 勤務先（電話番号）

(6) 居所（電話番号）

- (7) 負傷・疾病の状況（死亡も含む。）
- (8) 安否情報提供の可否
- (9) 情報の更新年月日

第4 照会への対応

1 照会者本人の確認

照会者本人の運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の提示又は提出により、照会者本人の氏名、住所、その他の照会者を特定するために必要な事項についての確認を行う。

2 照会に必要な事項の確認

照会する被災者について以下の内容の確認を行う。

- (1) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (2) 照会をする理由

3 提供情報

照会者の区分に応じて、以下に定める情報を提供する。ただし、避難者本人の同意が得られていないものについては、「安否情報は不明」として回答する。

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	負傷・疾病の状況、居所及び連絡先
被災者の親族、職場の関係者	負傷・疾病の状況
被災者の知人等	安否情報保有の有無

4 照会の実施場所

(1) 発災初期

防災拠点、副拠点及び福祉避難所において、各場所に配備されている職員が各場所の安否情報についてのみ対応を行う。

(2) 発災後期

本部、防災拠点、副拠点及び福祉避難所において、区内全体の安否情報名簿を共有する。本部においては災対区民部が対応を行い、防災拠点、副拠点及び福祉避難所においては、各場所に配備されている職員が災対区民部の指示により対応を行う。

5 照会内容の記録

照会者本人の情報、その他照会に必要な事項、提供した情報等を記録する。

※安否情報の照会記録は、別冊資料(139ページ)を参照。

第5 照会の手数料

無料とする。

第3編 り災証明

国、都及び区が実施する各種の生活再建支援施策の手続きには、当該災害によって被災した旨の証明が必要となることから、区は、被災者に対して迅速かつ効率的にり災証明を発行するため、住家被害認定調査やり災証明書の発行などに関し、総合的かつ効率的な被災者支援の実施体制を構築していく。

第1 生活再建支援システム

大規模災害発生時において、住家被害認定調査、り災証明発行及び生活再建支援を含めた震災復興を円滑に行うため、区では生活再建支援システムを導入している。システムの運用にあたっては、都が設置した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」への参加を通じて、大規模災害における課題の共有や対策の検討、訓練の実施など、都と緊密な連携を図っていく。

1 り災証明発行にかかる被災者台帳の作成

システム上で以下の情報を統合し、被災者台帳を作成する。

- (1) 世帯・人：住民基本台帳
- (2) 住家：家屋課税台帳
- (3) 被害：住家被害認定調査の実施結果

2 り災証明の発行

被災者からの申請を受け、被災者台帳に基づいてり災証明を発行する。

3 被災者台帳の活用

生活再建支援の対象者を抽出する等、被災者台帳を活用し、関係部署において被災者の生活再建支援業務を行う。なお、システム運用に当たっては、都と協定を締結の上、実施していく。

第2 発行所管

本部が設置されている場合は、災対総務部が所管し、本部が設置されていない場合は、総務部が所管する。

第3 発行対象者

以下のいずれかに該当する者。

- 1 区に居住実態のある個人又は世帯
- 2 区内に住家を有している個人又は法人

第4 発行要領

1 調整会議の開催

関係機関による「り災証明発行に関する調整会議」を開催し、住家被害認定調査の実施、被災者台帳の作成及びり災証明の発行等について確認する。

参加が想定される関係機関は以下のとおり。

- (1) 東京都総務局（復興本部）
- (2) 東京消防庁など

2 住家被害認定調査

災対都市整備部が、住家について被害状況を調査する。

なお、傾斜度など調査内容において共通する部分もあることから、場合によっては応急危険度判定の結果を住家被害認定調査に活用する。具体的には、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、住家被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の結果を参考にす

3 り災証明発行にかかる被災者台帳の作成

「誰が（世帯・人）」、「何に（住家）」、「どんな被害（全壊、半壊など）を受けたか」を把握するため、生活再建支援システムを用いて住民基本台帳、家屋課税台帳及び住家被害認定調査の実施結果の情報を統合し、被災者台帳を作成する。

4 発行体制の整備

り災証明の発行に必要な人員や物品を確保していく。

なお、本庁舎のほか、築地社会教育会館、日本橋区民センター、月島区民センターに生活再建システムを利用できる通信環境を整備している。

5 発行

被災者からの申請を受け、被災者台帳に基づいてり災証明を発行するとともに、発行日時・会場等の広報を行う。発行会場には相談窓口も設置する。

なお、被災者がり災内容に納得しない場合は、住家被害認定再調査の申請の受付を行う。

6 住家被害認定の再調査

り災内容について再調査の申請が出された場合、被災者等の立会いを要請し、家屋・住家被害状況の再調査を実施する。

7 再調査に基づく再発行

再調査により、り災証明内容に変更が生じた場合は、り災証明を再発行する。

第5 証明の内容

- 1 全壊（全焼・全流失）
- 2 大規模半壊
- 3 中規模半壊
- 4 半壊（半焼・半流失）
- 5 準半壊
- 6 一部損壊
- 7 床上浸水
- 8 床下浸水

第6 証明手数料

無料とする。

第7 証明書の様式

※別冊資料(144ページ)を参照。

※り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（東京都）は、別冊資料(459ページ)を参照。

※り災証明発行に係る情報提供等に関する協定実施細目（東京都）は、別冊資料(461ページ)を参照。

※災害時におけるり災証明書発行に関する協定書（東京消防庁）は、別冊資料(464ページ)を参照。

第4編 被災届出受理証

り災証明は住家の居住者又は所有者に対して発行することを想定している。そこで、非住家（事務所、店舗、倉庫、工場など）における被害認定に対応するため、非住家の所有者に対して被災届出受理証を発行する。

※り災証明と被災届出受理証の整理については、別表を参照。

第1 発行所管

第4部第3編第2「発行所管」（314ページ）と同様とする。

第2 発行対象者

区内に非住家を有している個人又は法人

第3 発行要領

1 被災届出の受付

被災者の自己申告に基づく被災届出を受理する。

2 建物被害認定調査

災対都市整備部が、届出の建物が記載通りの被害であるか調査する。災対都市整備部が実際に現地で確認する方法と、被災者が自ら手配した専門家による調査結果書類を確認する方法とがある。

3 発行

建物被害認定調査に基づき、被災届出受理証を発行する。

第4 証明の内容

建物被害認定調査により、被災者が自己申告する被害を確認できた内容について、そのとおり記載する。

第5 証明手数料

無料とする。

第6 証明の様式

別途定める。

別表

		建物被害	
		住家	非住家 (店舗、倉庫、工場など)
発行対象者		居住者 ※住民登録世帯又は住登外世帯 ※法人は対象外	所有者 ※家屋課税台帳に登録された所有者(個人又は法人)
発行証明書		被災届出受理証	
認定対象		主たる居宅	区内にある非住家
認定根拠		住家被害認定調査 ※火災は消防による調査	建物被害認定調査 ※火災は消防による調査
証明の内容	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象	全壊(全流失) 大規模半壊 中規模半壊 半壊(半流失) 準半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 被害なし	建物被害認定調査により、被災者が自己申告する被害を確認できた内容
	火災	全焼 半焼 部分焼 ぼや	全焼 半焼 部分焼 ぼや

※住家と非住家から構成される併用住宅の取扱いについては、居住実態のある部分を住家とし、それ以外の部分は非住家とする。よって、非住家部分は考慮に入れず、住家被害認定調査により判定する。

第5編 公共施設等復旧計画（各機関）

第1章 計画方針

所管の施設が地震その他の自然災害により被害を受けた場合は、被害状況を調査し、その復旧を行うものとする。

特に、公共の安全確保上緊急に復旧を必要とするものについては、災害後ただちに応急措置を行うが、社会全般が一応落ち着きを取り戻し、社会経済活動が平常に近い状態になった後、本格的な復旧作業を行うものである。

第2章 公共土木施設

第1 道路及び橋りょう

道路、橋りょう、道路付属物等が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件及び沿道等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

第2 河 川

管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

第3 首都高速道路

- 1 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- 2 災害復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

第3章 社会公共施設

区本庁舎、特別出張所、保育園、小・中学校等の区の施設が災害により被災を受けたときは、速やかに復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

第4章 鉄道施設

第1 災害復旧の基本方針

- 1 災害に伴う被害線区の迅速な運転再開を図り、復旧に際しては再び被害を被ることのないよう耐震性・防災強度の向上を図るとともに、復旧計画にあたっては被害状況、復旧工事の難易を勘案し、運転再開によって復旧効果が最も大きい主要幹線施設等を重点として計画する。
- 2 復旧計画
復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後速やかに本復旧計画をたて実施する。

第6編 ライフライン施設復旧計画（各機関）

第1章 計画方針

ライフライン施設は、住民生活と最も密着しているものであるため、人心の安定を図るためこれらの施設の機能を一刻も早く回復し、供給等を再開するよう努めるものとする。

第2章 水道施設復旧計画（水道局中央支所等）

第1 方 針

都水道局は、事業認可区域の実態を把握し、配水調整等によって断水区域をできるだけ限定した後、復旧活動を実施する。

送配水管路の復旧の優先順位は①浄水場からの送配水幹線、②給水拠点に至る管路、③その他の重要な管路の順とし、効果的に給水区域の拡大を図るよう進める。

給水装置については、配水管の復旧及び流水と並行して実施する。

第2 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

第3 管路の復旧活動

1 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統の変更等の再調整を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害個所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

2 管路における復旧の優先順位の指定

(1) 送配水本管

ア 第一次指定路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上極めて重要な路線

イ 第二次指定路線

第一次指定路線に準ずる管路で、ポンプ所、応急給水槽及び避難場所へ至る路線

ウ その他の路線

第一次、第二次指定路線以外の重要路線

第4 給水装置の復旧活動

復旧範囲は、第一止水栓以降、メータ上流部までの給水装置とする。

メータ下流側の給水装置については、首都中枢機関等の例外を除き、給水装置使用者（所有者）が自ら行うことを原則とする。

第一止水栓上流部の給水管については、原則として、配水管の復旧と併せて配水施設復旧担当が復旧する。

第一止水栓以降メータ上流部までの復旧については、あらかじめ定める優先順位に基づき実施する。

第3章 下水道施設復旧計画（下水道局中部下水道事務所）

第1 方針

被災時の復旧にあたっては、汚水、雨水のそ通及び内水排除機能の回復を優先する計画をたて、被害の状況、復旧の難易度等を勘案し、復旧効果の大きいものから実施する。

第2 組織と活動

第3部第30編第3章「下水道施設応急対策」（291ページ）により動員した要員で応急措置を講じ、緊急出動態勢により車両、復旧作業員（請負業者等も含む）、備蓄資器材等を使い応急復旧を行う。
なお、不時の災害に備え、当所では毎年防災訓練を実施している。

第4章 電気施設復旧計画（東京電力パワーグリッド）

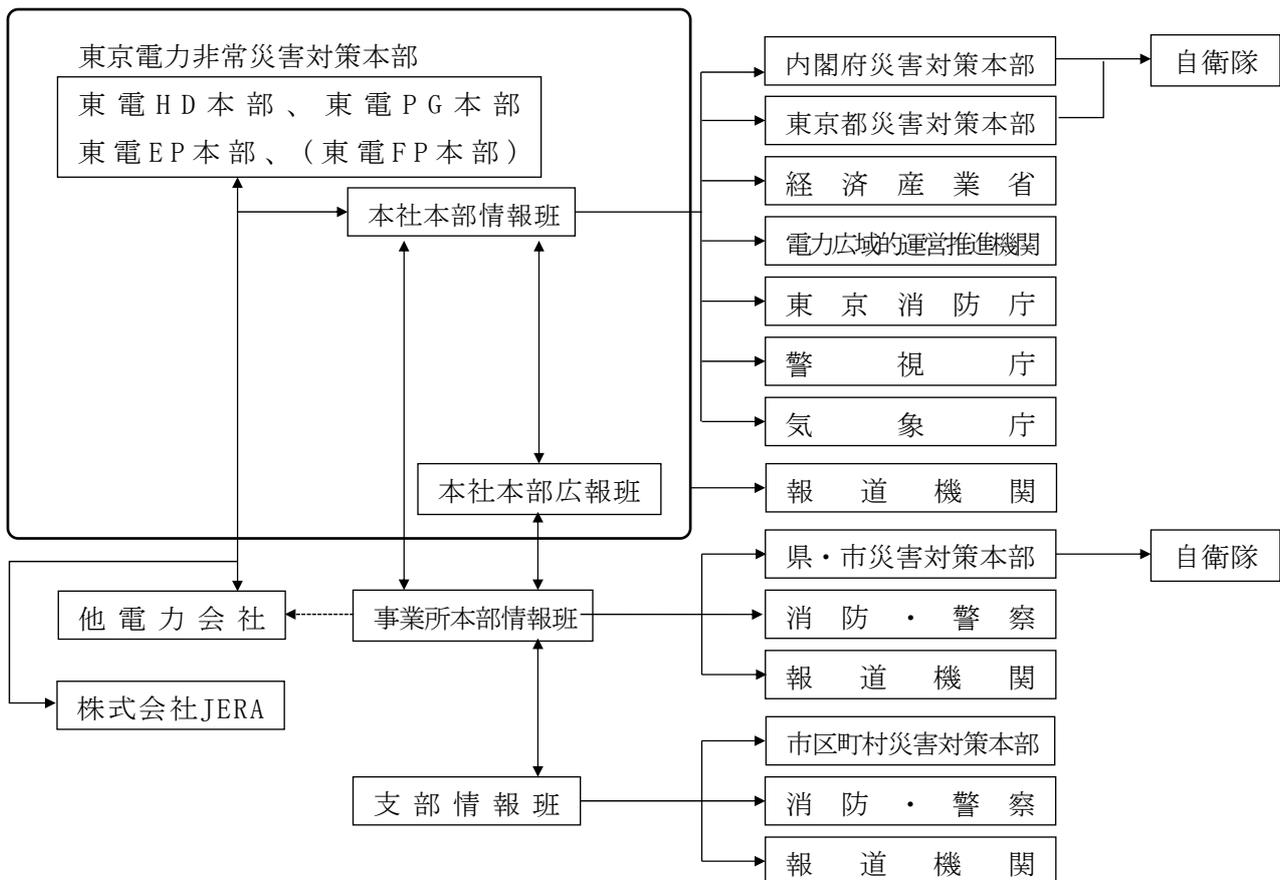
第1 被害の復旧

- 1 災害発生時、速やかに被害状況を把握し、復旧計画を策定する。
- 2 復旧は、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

第2 復旧隊の標識

当社職員及び復旧応援作業員には、あらかじめ所定の腕章を、また連絡車、作業車には、所定の標識を掲示して、東京電力復旧作業隊であることを明示する。

第3 指令及び情報連絡の伝達経路



災害復旧・復興計画

第5章 ガス施設復旧計画（東京ガス）

第1 復旧対策

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた下記の手順により実施する。

1 製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、予め定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼動を再開する。

2 需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

3 低圧復旧地域のセクター化（被害が発生した場合）

低圧導管を遮断して、復旧地域を分割する。

4 中圧導管の復旧（被害が発生した場合）

ガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏えい検査を行い、漏えい箇所を修理する。

5 低圧導管の復旧

管内に水等が浸入していた場合には、採水ポンプ等を利用して排出する。

- (1) ガスを適切な圧力で封入し、漏えい調査を行い、漏えい箇所を修理する。
- (2) ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側より管内に混入した空気を排出する。

6 需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏えい検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏えい有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏えい箇所を特定し、配管取替等の修理を行う。

7 ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

第2 想定復旧日数

想定復旧日数については、東日本大震災の経験等を踏まえて見直しが行われているが、過去発生した地震災害では概ね1～2カ月程度を要している。

第6章 通信施設復旧計画（NTT東日本）

第1 災害により被災した通信回線の復旧順位は表1のとおり。

第2 災害復旧工事については、次の工事を実施、管理する。

1 応急復旧工事

- (1) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (2) 原状復旧までの間、維持するために必要な補強、整備工事

2 原状復旧工事

電気通信設備等をその機能、形態において被災前の状態に復する工事。

3 本復旧工事

- (1) 被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事をおりこんだ復旧工事
- (2) 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

第3 応急復旧工事に必要な資器材、装備等を備蓄している。

表1 電気通信サービスの復旧順位

順位	復 旧 回 線		
第1順位	電 話 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・支店前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ・基幹回線10%以上
	電 報 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> ・電報受付用回線（115）の10%以上 ・電報加入局回線1回線以上 ・電報中継回線1回線以上
	専 用 線 サービス等	専 用 回 線	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国 際 回 線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
	加 入 電 信 サ ー ビ ス 回 線 交 換 サ ー ビ ス パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス フ ァ ク シ ミ リ 通 信 網 サ ー ビ ス デ ー タ 通 信 設 備 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第2順位	電 話 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上 ・斜め独立回線の10%以上
	専 用 線 サ ー ビ ス 等		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	加 入 電 信 サ ー ビ ス 回 線 交 換 サ ー ビ ス パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス フ ァ ク シ ミ リ 通 信 網 サ ー ビ ス デ ー タ 通 信 設 備 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

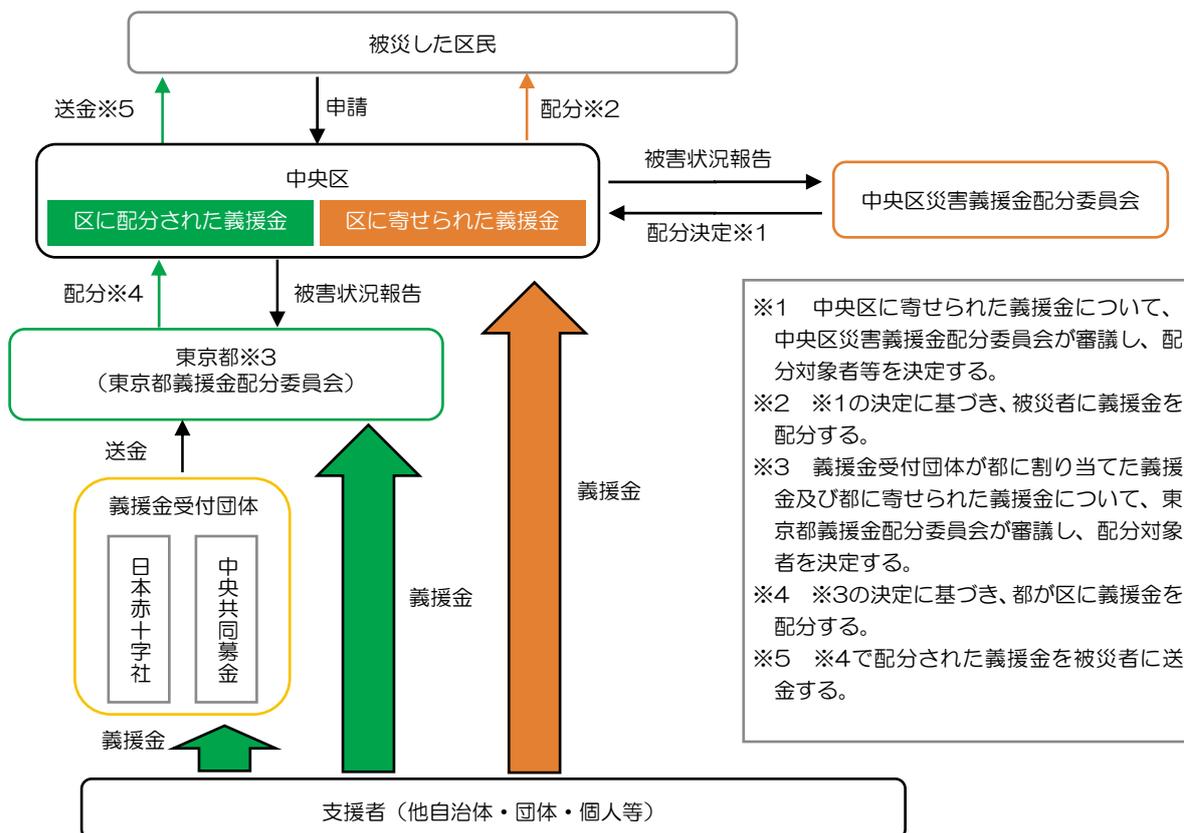
注) その他新規に発生するサービスについては、別途定めるものとする。

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第7編 義援金品配分計画（区・災対福祉保健部）

第1章 義援金配分の流れ

地震、暴風・豪雨等の自然災害により、区に寄せられた義援金及び都から区に配分された義援金について以下の流れで、被災した区民に対して配分を行う。



第2章 中央区災害義援金配分委員会

第1 中央区災害義援金配分委員会の設置

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地震等の災害により、被災した区民に対する義援金の配分を適正に行うため、中央区災害義援金配分委員会設置要綱に基づき、中央区災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、区に寄せられた義援金（都から区に配分された義援金を除く。）の配分に関し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 配分対象者に関する事項
- (2) 配分基準に関する事項
- (3) 配分時期に関する事項
- (4) 配分方法に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項

第3 組織

委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副区長（福祉保健部を所管する者）
- (2) 福祉保健部長
- (3) 総務部防災危機管理室長
- (4) 中央区社会福祉協議会事務局長
- (5) 京橋・日本橋・月島各地域の民生・児童委員協議会会長

第4 庶務

委員会の庶務は、災対福祉保健部において処理する。

※中央区災害義援金配分委員会設置要綱は別冊資料(211ページ)を参照。

第3章 義援金の募集、受付及び配分

第1 義援金の募集

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地震等の災害により、区内に甚大な被害が生じた場合等には、区は義援金の募集を検討する。

第2 口座の開設

区に寄せられる義援金及び都から区に配分される義援金について、災対福祉保健部長名義の普通預金口座（以下、「区義援金保管口座」という。）を開設し、払出まで預金保管する。

第3 受付の方法

義援金に関する受付窓口を設け、現金を直接受け付けるほか、区義援金保管口座への振込みも受け付ける。

第4 義援金の受領書の発行

区は、義援金の寄託者に対して受領書を発行する。ただし、区義援金保管口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。なお、受領書の様式については、別冊資料(242ページ)を参照。

第5 義援金の配分

区に寄せられた義援金については、委員会の審議を経て決定された配分方法に基づき、対象者に配分する。なお、都から区に配分された義援金については、東京都義援金配分委員会が決定した配分方法に基づき対象者に送金する。

第4章 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

第8編 災害復旧時の教育、保育及び学童育成計画

(区・災対教育部、災対福祉保健部)

第1章 災害復旧時の教育態勢(区・災対教育部)

第1 学校(園)長は、教職員を掌握するとともに校舎の点検を行い、被災状況を教育委員会に報告するほか、教科書及び教材の給与の協力態勢に努める。

第2 教育委員会は、被災学校(園)ごとに担当指導主事を定め、災害情報の伝達について万全を期する。

第3 前項については、連絡網の確立を図り、伝達事項の徹底を図る。

第4 応急教育計画に基づき、学校(園)への収容可能な児童等は学校(園)において指導する。その際、登下校の安全の確保に万全を期するよう留意し、指導内容は主として健康・安全教育及び生活指導・相談に重点を置く。

第5 登校しない児童等については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、上記に準じた指導を行う。

また、子どもの居場所(以下、本編において「プレディ」という。)の職員は、当該小学校への応援に努める。

第6 学校(園)を避難所に提供し長期間学校(園)が使用不可能な場合には、教育委員会と連携し他の公共施設等の確保を図るなど、早急に授業の再開に努める。

第7 学校(園)長は、教育委員会と連携し、災害情報に基づき平常授業を行うよう努める。

また、プレディは、学校の状況や安全を確認後再開する。

第2章 災害復旧時の保育態勢(区・災対福祉保健部)

第1 保育園長(以下、本編においては「園長」という。)は、職員を掌握し、園舎及び設備等の被災状況を調査するとともに、保育の再開のために必要な物品について、福祉保健部子育て支援課長に要請する。

第2 園長は、園児の安否確認を行うとともに、登園可能園児数の把握に努める。その際、登園の安全の確保に留意する。

第3 保育園舎が使用できないときは、福祉保健部長と協議し、他の施設を確保し早急に保育の再開を期する。

第4 長期にわたり園舎の使用が不能で、かつ他の施設の確保が困難な場合は、自宅待機の措置をとる。この場合、保護者との連絡を密にする。

第5 園長は、災害復旧の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ、平常保育に戻るよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

第6 災害により保護者が病気、けが、親族の介護等、家庭での保育が困難となった場合、一時保育などの既存事業で対応するものとする。ただし、既存事業での受入れを超える場合、保育園での保育の実施を検討する。

第7 災対福祉保健部は、災対教育部と連携し、避難所、保育園等における災害遺児の状況を把握し、都福祉保健局に報告するとともに、災害遺児が適切な施設へ早急に入所できるよう児童相談所等関係機関と連携を図る。

第3章 災害復旧時の学童育成態勢（区・災対福祉保健部）

第1 児童館長は、職員を掌握し、施設・設備等の被災状況を調査するとともに、福祉保健部子ども家庭支援センター所長（以下、本章では「所長」という。）に連絡し、児童館の運営態勢の維持に努める。

第2 所長は、被災児童館ごとの情報及び指導の伝達について万全を期する。

第3 所長及び児童館長は、児童の安否確認を行うとともに、応急学童育成計画に基づき、育成可能な児童は、児童館において育成する。その際、登下館の安全の確保に留意する。

第4 所長は、児童館が使用できないときは、福祉保健部長と協議し、他の施設を確保し早急に学童育成の再開を期する。

第5 児童館長は、災害復旧の推移を把握し、関係機関と連絡のうえ平常育成に戻れるよう努力し、その時期を保護者に連絡する。

第3章 激甚災害に関する被害状況等の報告

第1 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を都知事に報告する。

第2 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 1 災害の原因
- 2 災害が発生した日時
- 3 災害が発生した場所又は地域
- 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5 災害に対しとられた措置
- 6 その他必要な事項

第4章 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準とは、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第2章（第3条～第4条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×おおむね100分の0.5 （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×おおむね100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	省 略
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	省 略
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ）× おおむね100分の0.2</p> <p>（B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×おおむね100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県内の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 又は一つの都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助等）、第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
激甚法第22条（り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上</p> <p>（B基準） 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講じられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上かつ次のいずれかに該当するもの （1）滅失住宅戸数が一市町村の区域内で200戸以上 （2）滅失住宅戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数が被災地全域で1,200戸以上かつ次のいずれかに該当するもの （1）滅失住宅戸数が一市町村の区域内で400戸以上 （2）滅失住宅戸数が一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等の小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

第5章 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。）</p> <p>(イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）</p> <p>(ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が25,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村</p> <p>(ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなつて見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
(農地、農業用施設等災害関係)	省 略
(林業災害関係)	
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条の措置</p>

(注) 第4章及び第5章で述べた激甚災害指定等の政令の公布時期は、過去の例によると、災害終了後2カ月以内に行われる。局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等にかかわるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定される。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第6章 特別財政援助額の交付手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各部局へ提出しなければならない。

第10編 災害復興計画

大災害が発生した場合、そこに生活する人びとの日常の暮らしそのものや社会・経済活動に必要な都市機能が一瞬にして崩壊する。

このことは、区民の生命・安全・健康の確保を使命とする地方公共団体において、災害予防対策や被災直後の応急対策並びに復旧対策を講ずるだけでは不十分であり、大災害を被った場合に区民の一日も早い生活の安定と都市機能の回復を図るため、円滑で計画的な復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

第1章 復興計画の目的

区民の生活及びさまざまな社会・経済活動を支える都市機能の一日も早い復興を図るとともに、より安全で安心して住み続けることができるまちづくりに取り組むことを目的とする。

本区においては、都の復興計画と整合性を図るとともに、都が区市町村向けに策定した「区市町村震災復興標準マニュアル（平成29年3月修正）」をもとに迅速かつ円滑な復興を推進していく。

〔復興の基本的考え方〕

（都防災計画より）

項目	基本的考え方
生活復興	<p>1 生活復興の目標</p> <p>(1) 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。</p> <p>(2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。</p>
	<p>2 生活復興の推進</p> <p>(1) 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。</p> <p>(2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。</p>

項目	基本的考え方
都市復興	<p>1 都市復興の理念</p> <p>世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。</p> <p>そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。</p> <p>(1) 安全でゆとりある都市</p> <p>(2) 世界中の人から選択される都市</p> <p>(3) 持続的な発展を遂げる都市</p> <p>(4) 共助、連携の都市</p> <p>2 都市復興の目標</p> <p>「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。 ・これは、都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、合せて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。

※なお、都防災計画をはじめ、震災復興マニュアル等の改定があった場合には、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第2章 復興体制の構築

区民の生活復興及び都市機能の復興を円滑に行うため、災害対策本部とは別に被災後早い時期に復興計画や復興事業に係る組織として、災害（震災）復興本部を設置する。なお、設置までの間は災害対策本部の本部長室がその所掌事務を担う。

また、迅速かつ円滑な復興を速やかに実施していくため、生活再建支援システムを導入・活用し、早期の復興体制を構築していく。

第3章 復興計画策定への取組

被災後、迅速かつ円滑に区民生活の復興（くらし、住宅、雇用・産業の復興）や都市機能の復興を図るため、発災後なるべく早い時期に復興計画及び事業を推進するにあたっての課題を明らかにし、具体的な工程の作成に努める。